

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第 24 条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 夏季休暇 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、休日、代休日及び第 17 号の夏季一斉休業を除いて原則として<u>連続する</u>3日の範囲内の期間</p> <p>(14)～(19) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第 24 条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 夏季休暇 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、休日、代休日及び第 17 号の夏季一斉休業を除いて原則として3日の範囲内の期間</p> <p>(14)～(19) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	

附 則 (教規程第 33 号)

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。